

○防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第七条各号に掲げる経費）</p> <p>第六条 法第七条各号に掲げる経費の範囲及びその算定方法に関しては、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第七条第四号に掲げる経費 法第二条第一項に規定する移転促進区域内に所在する農地及び宅地の買取り（当該移転促進区域内に所在する<u>全ての住宅の用に供されている土地</u>を買い取る場合に限る。）に要する費用として、これらの地域が災害の発生するおそれがある危険区域であることを勘案して算定した価額</p> <p>五、六 （略）</p>	<p>（法第七条各号に掲げる経費）</p> <p>第六条 法第七条各号に掲げる経費の範囲及びその算定方法に関しては、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第七条第四号に掲げる経費 法第二条第一項に規定する移転促進区域内に所在する農地及び宅地の買取り（当該移転促進区域内に所在する<u>すべての</u>農地及び宅地を買い取る場合に限る。）に要する費用として、これらの地域が災害の発生するおそれがある危険区域であることを勘案して算定した価額</p> <p>五、六 （略）</p>